

令和5年度沼津市障がい者自立支援協議会 第2回全体会

日時：令和6年2月5日（月）午前10時30分から

場所：サンウェルぬまづ 2階大会議室

1. 開会

（石井会長あいさつ）

2. 議題

(1) 沼津市障がい者自立支援協議会の開催状況について

① 個別支援会議の開催状況について

「資料1-1」～「資料1-4」に基づき、事務局から説明。

② 運営部会の開催状況について

「資料2」に基づき、事務局から説明。

（質疑）

Q グループホームはどのような方を対象としているのか？

A 各施設により異なる。利用の際には、個別に条件を確認していただくことになる。

③ 専門部会の開催状況について

資料に基づき、各専門部会から説明。

「資料3-1」日中活動専門部会

「資料3-2」地域移行専門部会

「資料3-3」居宅生活専門部会

「資料3-4」療育・教育専門部会

「資料3-5」就労専門部会

「資料3-6」相談専門部会

（質疑）

Q グループホーム入居対象となる障がいはどのようなものか？

A 一人暮らしに自信はないが、集団で生活をしていける方というのがいちばん大きくなくくりで、その場合手帳を持っていることが条件。

Q グループホーム入居対象となる障がいの種類は、どのようなものか？

A 大前提として種類による分けはないが、施設の設備等により受け入れが可能かは、個別の話になる。

Q グループホームと養護老人ホームの違いはどこにあるのか？

A 適用される制度が異なり、養護老人ホームは高齢者の施設。

Q 養護老人ホームは施設による制限があるため、少しでも自由が利くグループホーム

への入居を望む方もいる。他の地域では、様々な種類の障がいをもつ方々がともに入居している事例もあるが、それについてどう考えるか？

A 沼津市内にも異なる障がいをお持ちの方が入居しているグループホームはあるが、65歳以降でグループホームを利用するのは条件的に困難。

Q 沼津市内ではガイドヘルパー制度はそれなりに充実していると思うが、どのくらいの人数がいるか？

A 事業所ごとの管理になるのでここでは把握していないが、高齢化や資格取得が困難であることから、確保が難しくなっている。

Q 他市町ではガイドヘルパーの人数が少ないところもあるようだが、今後の需要と供給について、どう考えるか？

A 事業所により対応は異なるが、資格を取得しないことには始まらないので、居宅生活専門部会では、県主催の研修には参加するように呼び掛けている。

Q ある市の事業所では、ガイドヘルパーの賃金が低いことを利用に導入を見送っていると聞いた。それについて、どう考えるか？

A 居宅生活専門部会の中では、賃金については議題に出ていない。

Q 各専門部会で協議しても、その声を県等に届けないと、ヘルパーの処遇改善や人材育成も内々で収まってしまうが、どのように届けているのか？

A 圏域自立支援協議会があるので、そのような場を利用して声を届けていきたい。

Q 実例はないということか？

A 今年度に関してはない。要望については、行政課題全てを見た中で、県や市町会等上げる機会があるので、そのような場で広域的な課題として捉え、上げていくことを継続していきたい。

Q ICTを活用して、幅広く情報共有するシステムを簡単に作ることはできないか？

A 専門部会の開催において、例えばZOOMを活用することは可能と考える。また、会議の内容を幅広く共有することや、より多く参加出来て、意見が全体に広がるような仕組みを作ることは必要と思われるので、今後、参加の形式や機器の利用を踏まえ検討したい。

(2) 日中サービス支援型グループホームの評価について

「資料4」に基づき、事務局から説明。

(3) 第5次沼津市障がい者計画、第7期沼津市障がい福祉計画及び第3期沼津市障がい児福祉計画の策定について

「資料5」「資料6」に基づき、事務局から説明。

(質疑)

Q 第5次沼津市障がい者計画について、能登半島地震では指定していた福祉避難所の多くが開設できなかったと聞く。沼津市でも福祉避難所は指定されているはずだが、この計画の中にはほとんど記載されていない。現状の体制で万が一に備えられ

るのか検討していく必要があるのではないか。また、本計画上の位置づけや、障がい者の防災について話し合う場があるのかということが気になる。もう少し福祉避難所の所在地等について、記載があっても良いのではないかと？

A 本計画においても、社会福祉施設等への避難ということで触れてはいるが、福祉避難所については、社会福祉課等担当課とも検討している。頂いた意見についても検討していきたい。

Q 第5次沼津市障がい者計画の、将来の就労に関わる部分について、昨年度浜松市で「企業と語ろう」という取組があったが、その中で中学校段階の保護者が将来に向けての見通しを持って、これからどのような支援を受けるか考えることができたとのことであった。報道では、浜松市教育委員会や特別支援学級設置校長会が共同して周知を行ったとのことであった。沼津市でも同様の取組があったが、中学校までは情報が届かなかったようで、中学校や教育委員会へも就労に向けて理解、啓発を図る機会があると良いと考えるので、よろしくお願ひしたい。

A 「企業と語ろう in ぬまづ」については、障がい福祉課から後援を出しており、教育委員会にも依頼をするということであった。来年同様な件があればこの話を伝えたい。

Q 第5次沼津市障がい者計画は、どこを焦点として作られたものか、障がい者全般について作られたものか？

A 障がいの種別、手帳保有の有無を問わず、生活に支障を感じている方は全員を対象とするという形になっている。

3. その他

- ・改正障害者差別解消法の施行に伴い、これまで「努力義務」とされていた、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が、「義務」となることについて説明。
- ・焼津市において実施された「私にとって“ご近所”とは 中学生の意識と実態調査」について、事例報告があった。